

Z—69—B

財務諸表論 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用、第二問用及び第三問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、平成31年4月5日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「B 1～B 18」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 25 点 —

問 1 想定可能な投資機会と資産の評価との関係に係る以下の各問に答えなさい。

- (1)① 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第 4 章「財務諸表における認識と測定」第 53 項には以下の記述がみられる。空欄(a)に対応する文章として最も適切なものを 1 つ選び、記号で答えなさい。

53. 本章では、資産や負債のさまざまな測定値を混在させている。そこでは、市場価格や利用価値を、すべてのケースにおいて優先的に適用すべき測定値とは考えていない。原始取得原価や未償却原価を、市場価格などによる測定が困難な場合^(b)に限って適用が許容される測定値として消極的に考えるのではなく、それらを積極的に並列させている。(a) 資産と負債の測定値をいわゆる原価なり時価なりで統一すること自体が、財務報告の目的に役立つわけではない。

- ア 会計基準の国際的な統合化は、何よりも重要な達成目標といえるからである。
イ 情報提供の観点からは原価による統一が、利害調整の観点からは時価による統一が望まれるからである。
ウ 海外主要国の概念フレームワークも、原始取得原価や未償却原価に言及しているからである。
エ 時価の見積りが、未償却原価の算定と比べて困難とは言い切れないからである。
オ 財務報告の目的を達成するためには、投資の状況に応じて多様な測定値が求められるからである。

- (1)② 第 53 項で言及されている「利益の測定に際し、資産や負債のさまざまな測定値を混在させる方法(これを i とする)」と「利益の測定に際し、資産と負債の測定値を時価または公正価値で統一する方法(これを ii とする)」の組合せとして最も適切なものを 1 つ選び、記号で答えなさい。

- ア (i)収益・費用アプローチ (ii)資本確定アプローチ
イ (i)混合属性会計 (ii)全面公正価値会計
ウ (i)3 区分説 (ii)無区分説
エ (i)親会社説 (ii)経済的単一体説
オ (i)名目貨幣資本維持会計 (ii)実質資本維持会計

(1)③ 第 53 項の下線部(b)に関連して、時価を把握することがきわめて困難と認められる有価証券に求められる処理として最も適切なものを「金融商品に関する会計基準」にてらして1つ選び、記号で答えなさい。

ア 広く用いられている評価モデルに基づく時価の見積りが一律に求められる。

イ 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。他方で社債その他の債券以外の有価証券には、広く用いられている評価モデルに基づく時価の見積りが求められる。

ウ 社債その他の債券の貸借対照表価額は、広く用いられている評価モデルに基づき見積った時価とする。他方で社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

エ 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。他方で社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

オ 使用価値と正味売却価額によって決まる回収可能価額での評価が求められる。

(2) 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第 4 章「財務諸表における認識と測定」序文 第 5 段落には以下の記述がみられる。空欄(c)に対応する文章として最も適切なものを1つ選び、記号で答えなさい。

個々の認識・測定方法の意味を記述するにあたり、本章では、企業の投資と会計上の測定値との関係に着目している。すなわち、それぞれの認識・測定方法はどのような状態の投資に適用し得るのか、またそれを適用した結果、各測定値にはどのような意味が与えられるのかに着目している。(c) その関連を記述しておけば、将来、新たな会計基準が対象とする投資活動を明確にすることを通じて、適切な認識・測定方法を選択できるようになると期待される。もちろん、適切な認識・測定方法を選択するには、各種の投資の実態や本質について共通の解釈が必要となるが、その解釈は会計基準設定段階での検討に委ねられている。

ア 適切な評価基準は、ひとえに投資に用いられる資産の外形に規定される。つまり測定値と密接に関連しているのは資産の外形だといえるからである。

イ 理想的な評価基準である公正価値での評価が容易かどうかは、評価対象の資産や負債がどれだけ流動的な市場で取引されているのかと密接に関連しているからである。

ウ 投資家が会計情報から企業の将来キャッシュフローを予測するには、会計数値は企業の投資活動と経験的に意味のある関連を持つ必要があるからである。

エ 適切な評価基準は、ある投資がもつばら個別企業の観点から行われるのか、それとも企業集団の観点から行われるのかと密接に関連しているからである。

オ 最善の測定値は、評価の対象となる資産や負債が初期投資によって生じたのか、それとも更新投資によって生じたのかと密接に関連しているからである。

(3) 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第3章「財務諸表の構成要素」第14項後段には、「なお、事業に拘束されている資産については、現実とは異なる売却取引等を仮定し、キャッシュ・インフローを擬制して、収益が把握されるわけではない。」という記述がみられる。この記述と同様に、実際には採択されなかった投資行動に基づく不適切な会計処理の具体例を1つ選び、記号で答えなさい。

- ア 同種の物品が多数集まって1つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産について、取替法を適用すること
- イ 自社利用目的の建物を、正規の減価償却手続による未償却原価で評価すること
- ウ 収益力が低下した結果として売却処分がキャッシュフローの回収手段として最善となった固定資産を、正味売却価額で評価すること
- エ 正常な利益の獲得が期待される商品を、いわゆる「投げ売り」を行った場合に予想される売価ではなく、取得原価で評価すること
- オ 自身で実行する予定の長期請負工事について、下請会社に工事の肩代わりを依頼する前提で損益を配分すること

(4) 「金融商品に関する会計基準」に基づく有価証券の評価として最も適切なものを1つ選び、記号で答えなさい。

- ア 売買目的有価証券には、継続的な時価評価と時価評価差額の損益認識が求められる。
- イ 満期保有目的の債券については、時価による継続的な再評価が求められるものの、利息収入は償却原価法に基づき算定することとされており、償却原価法による簿価と時価との差額は「その他の包括利益(累計額)」に含めることとされている。
- ウ 上場銘柄の子会社株式については、継続的な時価評価と時価評価差額の損益認識が求められている。
- エ その他有価証券に区分されるのは株式だけであって、債券がその他有価証券に区分されることはない。
- オ 一般事業会社は、保有している株式や債券を売買目的有価証券に区分することが禁じられている。

- (5) 金地金のように、時価の有利な価格変動を期待して保有することも、加工により付加価値を高めて販売することも想定しうる棚卸資産の評価に関する記述のうち、「棚卸資産の評価に関する会計基準」に基づき最も適切なものを1つ選び、記号で答えなさい。
- ア いずれのケースでも棚卸資産は取得原価を基礎として評価され、収益力が低下した場合には時価まで簿価を切り下げることが求められる。
- イ いずれのケースでも時価による継続的な再評価と、時価評価差額の損益認識が求められる。
- ウ 時価の有利な変動を期待している場合は継続的な時価評価が、加工により付加価値を高めて販売することが予定されている場合は取得原価を基礎とした評価が求められる。取得原価を基礎とする場合は、収益力が低下したら簿価を時価まで切り下げる。
- エ 時価の有利な変動を期待している場合は取得原価を基礎とした評価が、加工により付加価値を高めて販売することが予定されている場合は継続的な時価評価が求められる。取得原価を基礎とする場合は、収益力が低下したときには簿価を時価まで切り下げる。
- オ どのように評価するのかが経営者の恣意的な判断に委ねられている。
- (6) 運送業を営む企業が運送目的で利用している一般的な車両がある。この車両が関わっている営業活動は期待どおりの成果を生み出しており、今後も十分な収益を生み出す見通しとなっている。他方でこの車両は汎用モデルであり、中古車の流通市場における時価を客観的に把握することが可能となっている。このとき、「代替的な投資機会の取扱い」に関する(1)から(5)までの検討事項をふまえ、この車両に係る投資の成果を継続的な時価評価によってとらえるのが適切か、それとも取得原価を基礎とした評価によってとらえるのが適切かを理由とともに答えなさい。

問2 資産や負債を評価する際のキャッシュフローの見積りに係る以下の各問に答えなさい。

- (1) 企業会計基準委員会が2009年に公表した「引当金に関する論点の整理」第87項には以下を趣旨とする記述がみられる。この中で空欄とされている(a)および(b)に対応する最も適切な語句を以下の語群から1つずつ選び、記号で答えなさい。

国際会計基準(IAS)第37号では、引当金の測定値を見積る方法として、生起し得る複数のキャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額による方法((a)方式)のほか、最も生起する可能性が高い単一の金額による方法((b)方式)も状況により認められている。しかしながらIAS第37号改訂案においては、(b)方式を削除のうえ、(a)方式に一本化することが提案されている。

一方、我が国においては、一般的な引当金に関する取扱いとしては、測定方法そのものが明示されていない。我が国の引当金に関する会計基準の見直しを検討するにあたり、引当金の見積方法である(a)方式と(b)方式について検討する。

語群

- ア 後入先出
- イ キャッチ・アップ
- ウ 外れ値
- エ 最頻値
- オ 基準値
- カ プロスペクティブ
- キ 期待値
- ク 単一
- ケ 先入先出
- コ 定額

- (2) 20X8年度末に発生したキャッシュフローの支払義務に基づき、引当金Aと引当金Bを設定する。それぞれの引当金について、20X9年度内に予想されるキャッシュフローは以下のとおりである。この時、20X8年度末の引当金Aについての(小問(1)における解答(a))による評価額と、20X8年度末の引当金Bについての(小問(1)における解答(b))による評価額とを答えなさい。なお、割引計算は必要ないこととする。

引当金A			
予想される支出額	80	100	120
発生確率	30%	40%	30%

引当金B		
予想される支出額	0	1,000
発生確率	90%	10%

(3) 20X8年度末に、引当金Bを「小問(1)における解答(a)」に基づき評価した場合、当該引当金に関して高い確率(90%)で20X9年度末に求められる会計処理として最も適切なものを1つ選び、記号で答えなさい。解答に際しては、キャッシュフローの発生額や発生確率が当初から正確に予想されており、20X9年度内に修正されなかったことを前提としなさい。

- ア 設定目的に適った取崩しによる引当金の消滅
- イ 引当不足による費用900の追加計上
- ウ 不行使による消滅とその金額にみあう戻入益100の計上
- エ 引当金計上額の遡及修正
- オ その他資本剰余金への振替えによる消滅

(4) 小問(1)でも言及されているように、「小問(1)における解答(b)による評価は、将来に予想される事象のすべてを網羅的に反映しないことから、不正確でありうる。したがって資産や負債を小問(1)における解答(b)ではなく小問(1)における解答(a)で評価することが望ましい」、という議論がみられる。にもかかわらず、小問(1)における解答(b)が伝統的に用いられてきた事実は、小問(1)における解答(b)による評価も合理的でありうることを示唆している。それぞれによる評価を対比した(1)から(3)までの検討事項をふまえ、小問(1)における解答(a)および小問(1)における解答(b)による評価が適切な損益の把握という観点から合理的といいうる状況をそれぞれ説明しなさい。

〔第二問〕 — 25 点—

問 1 次の文章は、「企業会計原則」から引用したものである。これに基づいて、会計上の認識・測定等に関する以下の各問に答えなさい。なお、括弧内の用語は、各自推定すること。

〔第二 損益計算書原則〕

売上高は、の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって()したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。

()及び()は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各()項目とそれに関連する()項目とを損益計算書に表示しなければならない。

〔第三 貸借対照表原則〕

貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産のを基礎として計上しなければならない。

資産の()は、資産の種類に応じたの原則によって、各事業年度に配分しなければならない。()固定資産は、当該資産の耐用年数にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その()を各事業年度に配分し…(省略)…なければならない。

- (1) 空欄 から に入る適切な用語を、答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。
- (2) 空欄 から を基礎にする会計の体系はどのように呼ばれてきたのか。その名称として適切な用語を、答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。
- (3) (2)の会計の体系のもとにおいても時価基準(貸借対照表上の資産・負債について、常に期末時点の時価で評価することを求める考え方)が適用されることがあるが、時価評価差額が直ちに当該年度の損益として処理されないこともある。例えば、客観的な時価の測定が可能なその他有価証券には時価基準が適用されるが、その評価差額のすべてが直ちに当該年度の損益として処理されるわけではない。即時損益処理が行われないのはなぜか、国際的な動向(国際的な同質性・比較可能性を含む。)以外の理由を述べなさい。

問2 次の前提条件に基づいて、ファイナンス・リース取引に関する分類および会計処理に関する以下の各問に答えなさい。なお、括弧内の用語、金額および数字は、各自推定すること。

前提条件

- ・ 所有権移転条項 なし
- ・ () 選択権 なし
- ・ リース物件は特別仕様ではない。
- ・ 解約不能のリース期間 5年
- ・ 借手の見積現金購入価額 50,000 千円(貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない。)
- ・ リース料
年額 12,000 千円 支払は年 1 回(3月 31 日)
リース料総額 60,000 千円
- ・ リース物件(機械装置)の経済的耐用年数 6年
- ・ 借手の減価償却方法 定額法
- ・ 借手の追加借入利率 年 5 % (借手は貸手の計算利率を知り得ないものとする。)
- ・ 貸手の見積残存価額はゼロである。
- ・ リース取引開始日 X1 年 4 月 1 日
- ・ 決算日 3 月 31 日

(1) 次の文章は、当該リース取引がいかなるファイナンス・リース取引に該当するのかを判定するためのプロセスを示したものである。空欄 ① から ④ に入る最も適切な用語を、【選択肢】の中から選び、その記号(ア～セ)を答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。

借手は貸手の計算利率を知り得ないため、追加借入利率 5 % を用いてリース料総額を現在価値に割り引くと、51,954 千円となる。現在価値 51,954 千円 ÷ ① () 千円 = () % となり、現在価値基準の概ね 90 % をみたとす。また、リース期間 5 年 ÷ ② () 年 = () % となり、() 基準の概ね 75 % をみたとす。

当該取引には、所有権移転条項または ③ 選択権は付与されていない。また、特別仕様ではないため、当該取引は、④ ファイナンス・リース取引と判定される。

【選択肢】

ア 経済的耐用年数	カ 所有権移転外	サ 解約不能リース期間
イ サブ・リース	キ 法定耐用年数	シ リース投資未回収額
ウ 残価保証額	ク リース債務	ス リース料総額
エ 使用期間	ケ 変動リース	セ 割安購入
オ 所有権移転	コ 見積現金購入価額	

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース資産の減価償却の考え方を異にする。所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産と同一の方法により減価償却費を算定するが、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、原則として、リース資産の償却期間はリース期間とし、残存価額はゼロとして減価償却費を算定する。さらに、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産とは異なる減価償却方法を選択することができる。

このように所有権移転外ファイナンス・リース取引の減価償却費の算定方法が所有権移転ファイナンス・リース取引の算定方法とは異なるのはなぜか、その理由を2つ述べなさい。

〔第三問〕 — 50 点—

【資料1】から【資料3】に基づき、次の問1から問3について、答案用紙の所定の箇所に解答を記入しなさい。

問1 甲株式会社(以下「当社」という。)の第15期(自2018年4月1日 至2019年3月31日)における貸借対照表及び損益計算書を、会社法及び会社計算規則に準拠して作成しなさい。

問2 会社計算規則に基づく附属明細書のうち「販売費及び一般管理費の明細」を作成しなさい。

問3 当社は、上場準備に備えて、キャッシュ・フロー計算書の作成に取り組んでいる。【資料3】に示した様式(一部抜粋)の記号(a)から(g)の空欄を埋めなさい。ただし、記号(c)の欄には符号のみ、また、記号(e)の欄には符号と金額を記載しなさい。この符号の表記は、プラスの場合には「+」印、また、マイナスの場合には「△」印とする。

解答上の留意事項

イ 【資料1】の決算整理前残高試算表は、【資料2】に記載されている事項を除き、決算整理は適切に終了している。

ロ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式による。また、消費税等の取扱いは【資料2】の指示に従うこと。

ハ 税効果会計は、特に指示のない項目については適用しない。その適用にあたっての法定実効税率は30%とする。将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、問題文の指示に従うこと。また、当期より企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を適用するものとする。

ニ 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的な方法によること。ただし、金額の重要性は考慮しない。

ホ 解答金額については、【資料1】の決算整理前残高試算表における金額欄の数値のように3桁ごとにカンマで区切ること。また、解答金額がマイナスとなる場合には金額の前に「△」印を付すこと。この方法によっていない場合には正解としない。

ヘ 計算の過程で生じた千円未満の端数は、計算の都度、切り捨てること。

ト 期間配分は、すべて月割計算とする。

【資料1】 当社の決算整理前残高試算表

2019年3月31日現在

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	213	買掛金	132,892
普通預金	246,294	短期借入金	10,000
定期預金	27,000	未払金	83,409
売掛金	185,918	未払費用	3,201
繰越商品	193,952	仮受消費税等	178,446
仮払金	37,552	預り金	22,309
仮払消費税等	130,369	仮受金	111,950
前払費用	2,201	貸倒引当金	2,285
繰延税金資産(流動)	14,509	建物減価償却累計額	267,651
建物	398,851	構築物減価償却累計額	57,597
構築物	72,407	備品等減価償却累計額	26,461
工具、器具及び備品	184,098	長期借入金	513,000
土地	240,200	退職給付引当金	29,154
ソフトウェア	2,156	資本金	110,000
投資有価証券	40,110	資本準備金	100,000
長期前払費用	839	利益準備金	200
繰延税金資産(固定)	491	繰越利益剰余金	83,991
自己株式	6,150	売上高	2,230,583
仕入高	1,610,485	受取利息	2,155
報酬及び給料手当	390,284	雑収入	342
賞与	33,487		
法定福利費	53,831		
退職金	824		
支払手数料	4,974		
修繕費	2,698		
消耗品費	78		
減価償却費	25,808		
その他経費	18,740		
支払利息	40,973		
雑損失	134		
合計	3,965,626	合計	3,965,626

【資料2】 決算整理の未済事項及び参考事項

1 預金に関する事項

(1) 【資料1】の預金勘定に関する内訳は、次のとおりである。

種類	金融機関名	口座番号	金額	備考
普通預金	(略)	(略)	84,424 千円	入金用口座
普通預金	(略)	(略)	139,846 千円	支払用口座
普通預金	(略)	(略)	200,000 ドル	下記(2)参照
定期預金	(略)	(略)	12,000 千円	2020年7月31日満期
定期預金	(略)	(略)	15,000 千円	2019年8月31日満期 担保に差し入れている。

(2) 当該外貨建て預金は、2019年3月1日に口座を開設した。当期末における為替レートは、1ドルあたり113.54円であった。

2 売上債権に関する事項

(1) 決算にあたって、経理部は得意先に対して売掛金の残高照会を行っている。乙社に対する当社の売掛金残高12,818千円を照会したところ、先方における買掛金の記録は12,440千円であるとの回答を得た。この差異を調査した結果、2019年3月30日の商品350千円(別途、消費税等28千円)の販売を誤って二重計上していたことが判明した。

(2) 得意先の丙社は、2019年2月に民事再生法に基づく再生計画が認可された。それに従い、当社の丙社に対する売掛金840千円の95%が切り捨てられることとなった。切り捨て部分には前期末に設定した貸倒引当金を充当する。なお、切り捨て後の債権は、2019年4月1日に入金されている。

(3) 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上する。当期末の債権残高に適用する貸倒実績率は、1.0%とする。

なお、【資料1】に示された貸倒引当金残高は前期末に計上されたものである。また、上記(2)を除けば、当期末の売掛金は一般債権のみである。

(4) 貸倒引当金の残高は、税効果会計上、将来減算一時差異として取り扱う。当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、【資料2】の「12 税効果会計に関する事項」に従う。

3 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法は、その他有価証券のうち市場価格のあるものは、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。当社では、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合に、時価が著しく下落したときに該当するものとしている。

一方、市場価格のないものは、移動平均法による原価法によっている。

なお、その他有価証券の評価差額に関する一時差異については、銘柄ごとに評価差損に関する繰延税金資産は回収不能とし、また、評価差益に関する繰延税金負債は計上する。

(2) 【資料1】の投資有価証券勘定の内訳は、次のとおりである。売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は保有していない。なお、前期末の評価差額については、当期首に振り戻している。

区分	銘柄	金額	備考
株式	AAA社	1,380千円	下記(3)参照
株式	BBB社	1,890千円	下記(3)参照
社債	CCC社	1,840千円	下記(4)参照
株式	DDD社	35,000千円	下記(5)参照

(3) 上場企業であるAAA社及びBBB社の株式は、前期から継続して保有している。当期末の時価評価額はAAA社が827千円、BBB社が1,662千円であった。いずれの株式も時価の下落について回復する見込みがあると認められなかった。

(4) CCC社の社債は、キャピタルゲインを狙って当期に購入したものである。市場価格が期待した水準に達していないことから、当期末も保有し続けている。当期末における市場価格に基づく評価額は1,820千円であった。なお、当該社債の償還日は2020年2月28日である。

(5) 非上場企業であるDDD社の株式は、当期末にそのすべてを取得した。その価格35,000千円は適正に評価されている。

また、取得関連費用2,400千円は、【資料1】の支払手数料勘定に計上されている。

4 棚卸資産に関する事項

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっている。

(2) 【資料1】に示された繰越商品勘定は前期末に計上されたものである。また、当期末に実地棚卸をした結果は、203,423千円であった。

(3) 当期末に収益性が低下したものとして、長期に滞留している商品6,908千円がある。これについては、内規に基づき帳簿価額から50%を切り下げる。なお、当該切下げ額は、税効果会計上、将来減算一時差異として取り扱う。当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、【資料2】の「12 税効果会計に関する事項」に従う。

5 有形固定資産に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却の方法は、建物と構築物に対して定額法を、また、工具、器具及び備品に対して定率法を採用している。【資料1】の減価償却費勘定に計上された金額は、【資料1】の償却資産(ただし、ソフトウェアを含む。)について償却計算を試算した結果である。その後、次の(2)と(3)の事項が判明した。
- (2) 【資料1】の修繕費勘定に計上された取引を検討したところ、2018年10月に支出した2,200千円は建物として計上すべきものであった。当該資産の耐用年数は15年、残存価額は取得原価の10%である。また、当該支出と同時に、事業の用に供している。
- (3) 【資料1】の工具、器具及び備品勘定に計上された取引を検討したところ、2018年12月から事業の用に供している3,456千円のは、消耗品費として計上すべきものであった。当該資産に適用していた償却率は0.625である。また、その支出は当期に行っている。
- (4) 【資料1】の土地勘定のうち21,900千円は、2018年12月に売却している。すでに入金されている売却代金30,000千円は、【資料1】の仮受金勘定に計上されている。

6 借入金に関する事項

- (1) 【資料1】に計上されている各種の借入金勘定に関連する経過勘定は、適切に計上されている。
- (2) 当期末現在の借入金の明細は、次のとおりである。

(単位：千円)

管理番号	当初借入額	当期末残高	うち翌期返済	借入期間	
				始期	終期
1	10,000	10,000	10,000	2019年3月10日	2019年6月9日
2	72,000	36,000	36,000	2017年12月1日	2019年11月30日
3	32,000	32,000	16,000	2019年2月1日	2021年1月31日
4	60,000	45,000	20,000	2018年9月20日	2021年9月19日
5	240,000	240,000	48,000	2018年4月1日	2023年3月31日
6	160,000	160,000	32,000	2019年2月15日	2024年2月14日

- (3) 上記(2)のうち管理番号5の借入金は、次の条件によっている。

- ・借入金額 240,000千円
- ・返済条件 1年ごとに48,000千円を返済
- ・利払日 半年ごとの前払いで、4月1日と10月1日
- ・利率 6ヶ月TIBOR(東京銀行間取引金利)+0.3%

結果的に、次の利率が適用された。

期 間	利 率
2018年4月1日から2018年9月30日まで	0.7%
2018年10月1日から2019年3月31日	1.0%

- ・借入実行日 2018年4月1日
- ・返済期限 2023年3月31日
- ・担保提供 土地 218,300千円、建物 126,588千円

(4) 上記(3)の借入金の金利変動リスクを低減するため、当期において次の金利スワップ契約を締結した。

- ・想定元本 240,000千円
- ・返済条件 1年ごとに48,000千円を返済
- ・金利の受渡日 半年ごとの前払いで、4月1日と10月1日
- ・変動金利(交換) 6ヶ月TIBOR+0.3%
- ・固定金利 0.8%

当該金利スワップは所定の条件を充たすことから、金利スワップの特例処理を採用する。なお、変動金利の収入については【資料1】の受取利息勘定に、また、固定金利の支出については【資料1】の支払利息勘定に暫定的に計上されたままである。

7 社債に関する事項

(1) 2019年2月1日に、私募債を次のとおり発行した。

- ・発行総額 80,000千円
- ・発行価格 額面100円につき金100円
- ・利率 年2.85%
- ・利払方法 半年ごとの後払い
- ・償還価額 金額100円につき金100円
- ・償還方法 満期一括償還
- ・償還期限 2024年1月31日
- ・担保提供 土地 218,300千円、建物 126,588千円

なお、当該私募債の発行による収入額80,000千円は、【資料1】の仮受金勘定に暫定的に計上している。

(2) 上記(1)の私募債に係る金利の支払いは、損益計算書では独立掲記する。

(3) 上記(1)の私募債を発行するにあたって生じた事務委託手数料や引受手数料などの支出724千円は、【資料1】の支払手数料勘定に計上されている。なお、当該支出については一括して費用処理する会計方針を採用している。

8 賞与に関する事項

- (1) 従業員への賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を引当計上する。また、役員賞与の支出に備えるため、当期における支給見込額に基づき計上する。
- (2) 従業員賞与規程では、冬期賞与は4月から9月を支給対象期間として12月に、また、夏季賞与は10月から3月を支給対象期間として6月に支払うことができるとしている。
- (3) 従業員に対する2019年6月に支給見込みの夏季賞与は、39,412千円と算定している。また、これに伴う社会保険料の料率は15%として見積る。これらは、税効果会計上、将来減算一時差異として取り扱う。ただし、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、【資料2】の「12 税効果会計に関する事項」に従う。
- (4) 2019年6月開催の株主総会において、2019年3月期の職務執行に対する役員賞与1,290千円の支出を決議事項にすることとした。税効果会計上、これを将来減算一時差異としては取り扱わない。また、役員賞与に伴う社会保険は考慮しないものとする。

9 退職給付に関する事項

- (1) 当社は確定給付型の退職一時金制度を採用している。ただし、従業員数が300人未満であることから高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を引当計上する。
- (2) 退職給付に係る期末自己都合要支給額は、当期末に34,736千円と算定された。当期中の退職給付の支払額824千円は、【資料1】の退職金勘定に計上されている。
- (3) 退職給付に関する引当計上額は、税効果会計上、将来減算一時差異として取り扱う。当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、【資料2】の「12 税効果会計に関する事項」に従う。

10 自己株式に関する事項

- (1) 2018年8月5日に、当社は株主から当社株式100株を6,000千円で買い取った。取得に関する付随費用150千円は、【資料1】の自己株式勘定に含めて計上している。なお、税務上のみなし配当は考慮しないものとする。
- (2) 2018年12月3日に、当社は自己株式30株を1,950千円で売却した。当該売却による収入は、【資料1】の仮受金勘定に計上している。自己株式の処分時の帳簿価額は移動平均法によって算定することとしている。

11 諸税金に関する事項

- (1) 消費税等について、【資料2】の決算整理の未済事項を加味した結果、年税額が48,052千円と算定された。この年税額から【資料1】の仮払金勘定に計上されている中間納付額32,859千円を差し引いた金額を申告納付額として未払計上する。

なお、仮受消費税等の合計額から仮払消費税等の合計額及び中間納付額を差し引いた金額と申告納付額との間に差異が生じる場合には、当該差額を雑収入又は雑損失として計上する。

- (2) 法人税等の年税額は、次のとおり算定された。この年税額から【資料1】の仮払金勘定に計上されている中間納付額を差し引いた金額を申告納付額として未払計上する。また、事業税のうち資本割と付加価値割は外形標準課税のため、販売費及び一般管理費の区分に計上する。

種 別	年 税 額	中間納付額
法人税	5,148 千円	1,170 千円
住民税	890 千円	202 千円
事業税(所得割)	792 千円	180 千円
事業税(資本割)	1,050 千円	525 千円
事業税(付加価値割)	5,555 千円	2,616 千円

- (3) 2019年3月に、過年度の所得等に対する税務調査を受けた。その結果、修正申告によって追加で徴収される可能性が高く、また、当該追徴税額を340千円と合理的に見積ることができるとため、これを未払計上する。なお、外形標準課税への影響はなかった。

12 税効果会計に関する事項

- (1) 2016年3月期に重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実があることから、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、前期も当期も(分類4)として取り扱っている。当該分類では、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産の回収可能性があるものとされる。

- (2) 前期(2018年3月期)は、当期(2019年3月期)にスケジューリングされた一時差異の解消見込額の合計よりも、当期の一時差異等加減算前課税所得の見積額のほうが少なかった。これを受けて、当期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づき繰延税金資産を見積ったため、評価性引当額が生じた。

当期は、翌期(2020年3月期)において一時差異等加減算前課税所得が52,000千円生じると見込んでいる。これは翌期にスケジューリングされる一時差異の解消見込額の合計よりも少ないため、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づき繰延税金資産を見積ることとする。その結果、前期と同様に評価性引当額が生じる。

(3) 前期末及び当期末における一時差異は、その他有価証券評価差額金に係るものを除き、次のとおりであった。ただし、(※)印の欄は【資料1】及び【資料2】から読み取ること。

項目	前期末	当期末	うち翌期のスケジューリング
未払事業税	3,270 千円	(※)	(当期末残高と同額)
賞与引当金	38,099 千円	(※)	(当期末残高と同額)
未払社会保険料	5,587 千円	(※)	(当期末残高と同額)
貸倒引当金	(※)	(※)	(当期末残高と同額)
棚卸資産	—	(※)	(スケジューリング不能)
投資有価証券評価損	—	(※)	(スケジューリング不能)
退職給付引当金	(※)	(※)	2,500 千円

【資料3】 キャッシュ・フロー計算書(一部抜粋)

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
I (a)によるキャッシュ・フロー (b)利益 減価償却費	(c)
II (d)によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の売却による収入	(e)
III (f)によるキャッシュ・フロー	
IV (g)に係る換算差額	
V (g)の増減額	
VI (g)期首残高	
VII (g)期末残高	